別添

作業要領

Ⅰ　作業の原則

１．ほこりをたてない静粛な清掃であること。

２．医学的に根拠のある清掃であること。

３．患者の安全・快適性を優先した清掃であること。

４．医療行為の妨げにならない清掃であること。

Ⅱ　具体的注意事項

１．清掃用具はきれいなものを使い、糸くずを発生するものでないこと。

２．塵やほこりを飛散させないように行うこと。

３．モップをはじめとする清掃用具は、区域別にし、使い分けること。

４．清潔なところから不潔な場所へと順に行うこと。

５．高いところから、低いところ(床)へと順に行うこと。

６．一方向ふき取りとし、汚れは確実に除去すること。

７．床の清掃は転倒防止等の安全面から、床面の状況に応じて、乾拭きを行

うことこと。

８．床に置かれているものは、支障がない限り移動させ、ほこりがたまらないようにすること。

９．清掃時に着用した手袋は、必ずはずしてから次の作業に移ること。

１０．プラスチック手袋をした手で、戸の取手など不必要な部位を触らないこと。

１１．清掃前後には、必ず手洗いを行うこと。

１２．原則として床の清掃に消毒薬を使わず、一般的な除菌洗浄液を用いた清掃を行うこと。

１３．清掃に用いた用具は洗浄し、場合によっては消毒し、乾燥して保管　すること。

１４．冬季の清掃及び消毒は委託者が指示する。

Ⅲ　日常清掃

１．使用資機材及び使用方法

（１）退院清掃用ワゴンは、衛生面や機能性及びコンパクト性等を考慮したものを使用する。

（２）モップは、オフロケーションシ方式とする。

（３）タオルは、作業場所毎に使い分けして他の場所のものと混同しない。

（４）モップのハンドルは、アルミ製若しくはグラスファイバー製で作業部位毎に使い分けして混同しない。

（５）モップ及びタオルは、各病室数の枚数を用意する。トイレについては、トイレ専用のモップ及びタオルを使用する。

（６）モップ・タオルは、緊急時に備えて１日に使用する枚数の3セット分を用意し、常に乾燥したものを使用する。

（７）上記使用資機材を衛生的に管理するため、必要台数の洗濯機及び乾燥機を設置する。

２．手順

（１）一般病室、外来等

① 清掃用具と補充品を用意する。

② 手洗いを励行する。

③ 手袋を着用する。ガウンテクニックの必要な所はそれに従う。

④ ハイダスター等で通気口、什器の上、壁面、天井等のほこりをとる。

⑤ 床面は、フラットモップで清拭後、清水でモップがけをする。

⑥ 抗菌剤配合洗剤を用い、階段、廊下、待合室の手摺りを清拭する。

⑦ 抗菌剤配合洗剤を使い、部屋の奥から入口に向かってモップがけを　　　　する。

⑧　血液体液により著しく汚染されている場合は、看護師による一次処理の後、抗菌剤配合洗剤を使い清拭する。

（２）汚染管理区域

①　感染病室は病室清掃の最後に行う。

②　専用の清掃用具を使用する。

③　清掃用具は、オートモップ、使い捨てマスク、袖ありディスポガウン、プラスチック手袋（２枚）、環境用除菌洗浄剤に浸した不織布、ビニール袋（黒）、ポリ袋を用意する。

④　ポリ袋に、環境用除菌洗浄剤を浸した不織布を入れる。

⑤　手指消毒後、プラスチック手袋を２重に装着し、袖ありディスポガウン着用後、使い捨てマスクを着ける。

⑥　オートモップのハンドル部分を不織布で拭き上げ入室する。

（拭き上げに使用した不織布は病室に持ち込まない。）

⑦　入室後、不織布でトイレ・洗面セット・洗面台の清掃を行う。

（手順については日常清掃と同様。）

⑧　床面は、フラットモップでほこりを除去後、オートモップを使用し清拭する。

⑨　不織布で病室のドアノブ（内・外共）及びオートモップのハンドル部分を拭き上げる。

⑩　すべての作業終了後、使用済の不織布及びオートモップのクロスをポリ袋に入れ密封する。使い捨てマスク、袖ありディスポガウン、二重の外側のプラスチック手袋は、病室内のプラスチック感染性廃棄物容器に入れる。

⑪ 持ち込んだ資機材を持って、不織布でドアノブを拭きながら退室する。

３．清掃方法等

（１）床の清掃

①　弾性床（ビニール床タイル、ビニール床シート、ゴム床タイル）

ア　自在箒で浮游塵が生じないように丁寧にゴミ及びほこりを取り除きモップで仕上げる。

イ　汚れの著しい場合は、洗剤等にて拭きあげスプレーバフ等により補修の上、常に清潔な状態を保つ。

ウ　血液又は体液の場合は、看護師による一次処理の後、その後汚れを除去し、消毒剤希釈液で消毒する。

エ　モップは、１～２か月ごとに新しいものと交換し、他の区域のものとラベルを貼って区別する。

②　カーペット等

ア　ブラシ機能があるカーペット掃除機を用い、丁寧にゴミ及びほ　こりを取り除く。

イ　シミ等の汚れは必要に応じて洗剤を用いて取り除き、清潔な状　態を保つ。

ウ　通常清掃で美観を復元できないタイルカーペットは、委託者の　指示があれば、取り外してクリーニング洗浄もしくは交換作業を行う。

③　玄関マット

ア　化学マット、泥落とし用、水切り用及び除塵用マットは、汚れを屋内に持ち込まないように毎日除塵を行う。

イ　化学マット以外のマットについては、汚れが著しい場合には、洗浄する。

（２）トイレ（手洗い場、汚物室含む）

①　便器は柄付きタワシ等で専用クリーナーを使用し洗浄した後、消臭剤を散布する。また、洋式便器の蓋及び便座についても専用クリーナーで清拭し清潔にする。

②　フラッシュバルブ及び配管等の金属部分は、洗剤で拭きあげ、その後乾いた雑巾でよく拭き取る。

③　汚物については、黒色の袋に収集して屋外廃棄物倉庫所まで運搬する。なお、汚物容器は、雑巾等で清拭の上殺菌消毒する。

④　水石鹸、トイレットペーパー及びペーパータオル等は、無くなる前に補給する。ただし、水石鹸は雑菌が発生しないよう、つぎ足し補給せず、容器を取り外して洗浄し乾燥した後に補給する。また、ポンプタイプの石鹸は、補給せずに容器ごと交換する。ポンプタイプの石鹸は委託者が支給する。

⑤　洋式トイレには、便座除菌クリーナーが設置されているので、除菌液が無くならないよう、適時、点検補充を行う。また、新設及び破損等による専用容器の取付等については、委託者の負担とする。

⑥　手洗い器は、材質に応じた洗剤を用い、汚れを除去した後に水拭きし、そのあと乾拭きする。

⑦　排水口は、トラップを外し中のゴミを取り除いたあと洗浄する。

⑧　タイルの床面は、水を撒き、専用クリーナーで洗浄し汚れを落とし、乾燥させて床を水で滑らないようにする。

タイル以外の床面は箒で清掃した後、専用クリーナーをしみ込ませたモップ又は雑巾で拭き、汚れを落とし、乾燥させて床を水で滑らないようにする。

⑨　扉、壁面、間仕切り、手摺り、ドアノブは、専用クリーナーのしみ込ませた雑巾で清拭し、常に清潔な状態を保つこと。また、手摺り、ドアノブ部分は、特に人の手が触れる箇所であるため入念に行う。落書き等があれば、委託者へ報告のうえ直ちに消す。

⑩　責任者は、１日３回巡回し、汚れの確認や不足している消耗品の補充を行う。また、トイレ清掃確認シートに確認サインをする。

（３）洗面台、流し台の清掃

① 除菌洗浄剤のしみ込ませた雑巾等を用いて汚れを除去した後、乾拭きする。

② 手洗い石鹸液は、注ぎ足しての補充はしない。また、補充するときは、容器を水で十分洗浄し乾燥させる。

③ 排水口は、トラップを外し中のゴミを取り除いた後、洗浄する。

④ パントリー等、流し台の三角コーナー等の汚物を収集する。なお、三角コーナー等の容器が汚れているときは、洗浄し水気を切った上で乾いたタオルで完全に拭き取る。茶殻類はビニール袋で回収する。

（４）鏡拭き

①　鏡面は、清潔なタオルで清拭し、乾いたタオルで完全にくもりがなくなるまで磨く。なお、鏡面が油性等の著しい汚れの場合は、薄く希釈した洗剤を使いスポンジで洗浄したのち、乾いたタオルで完全にくもりがなくなるまで磨く。

（５）浴室（特殊浴槽室含む）、シャワー室等の清掃

① シャワーユニットは、専用洗剤希釈液とスポンジを使用し、ユニットの天井、床面、壁面、扉及びシャワーホースを洗浄した後、乾いたタ オル等で拭く。排水口の髪の毛等を処理し、また、シャンプー等の空き容器のゴミを収集し、排水トラップのぬめりを除去する。

② 椅子、桶、鏡、カランは専用パッドで洗浄する。

③ 浴槽がある場合は、専用洗剤希釈液の洗剤を使用し、浴槽を洗浄した後、乾いたタオル等で拭く。

④ 排水口は、毎回トラップを外し中のゴミを取り除く。

⑤　病棟は、師長の指示する時間帯に清掃及び湯張りする。

（６）壁面、扉、手摺り、天井、カーテンレール等の清掃

① 壁面、扉、ドアノブ、窓枠、窓台、天井、カーテンレールは、除菌洗浄剤のしみ込ませた雑巾等で拭きあげ常に清潔な状態を保つ。また、消火栓ボックス、消火器・消火器ボックスもほこりがたまるので固くしぼった雑巾で水拭きする。

② 玄関出入口（本館正面、本館地下、救急時間外、緩和ケア病棟）のガラス部分は、ガラスクリーナ等の洗剤を使用し、汚れを取り除いた後、乾いたタオル等で拭きあげる。また、ドアノブやその周辺部分は、汚れやすいので重点的に行う。

③ 手摺り、低所壁面（床から手摺りまでの間）は、固く絞った清潔なタオルで清拭し、常にほこりのないようにする。また、汚れがある場合は、薄く希釈した中性洗剤等を使用し、清拭する。金属部分は水分を残さないようにし、清拭後乾拭きする。

（７）備品什器の清掃

①　水又は洗剤希釈液で清拭する。必要に応じて、消毒剤希釈液を使　用する。

②　電気調理器、電子レンジ、換気扇、冷蔵庫、スピーカー、ロッカー、絵画、公衆電話ボックス、タクシー電話、外来情報コーナーは責任者の指示に基づき、清潔な雑巾及び洗剤により清拭する。

（８）机、イスの清掃

①　有料個室内の応接セット、廊下、待合いホールに設置の机、イス　は清潔な雑巾で清拭きし、除菌清掃を行う。汚れの著しい場合には、洗剤等で拭き上げ常に清潔な状態に保つ。

②　院長室、副管理者室、副院長室、事務部長室、応接室等の応接セットも上記と同様とする。

③　各病棟のホール、外来待合の机、イスも上記と同様とする。

（９） エレベーター戸溝の除塵、戸、床、壁面、手摺りの清拭

①　戸及壁面は、固く絞ったタオルで清拭する。また、汚れがひどい場合は、薄く希釈した中性洗剤等を使用し、清拭をする。

②　戸溝は、真空掃除機を用いて除塵する。

③　手摺り及びスイッチ周りは、除菌洗浄剤のしみ込ませたタオルで清拭する。

④　エレベーター内床面は、抗菌剤配合洗剤を使い、モップがけをする。

⑤　エレベーター内に落書きを発見した場合には、委託者へ報告のうえ直ちに消すこと。

（10） 標示板の清掃

①　各案内板及び各室の標示板は雑巾で水拭きする。

（11） 内側ガラスの清掃

①　雑巾等は、水をよく絞ったタオルで清掃し、その後乾拭きして常　に清潔な状態を保つこと。

②　窓台及び窓枠を乾拭きする。

（12） クモの巣清掃

①　建物内部の壁、天井等の日常手の届かない箇所及び建物外部のクモの巣は、壁、天井等を損傷しない用具で取り除く。

②　清掃に入った全ての場所及び窓面にクモの巣が張っていた場合は除去する。

（13） 手術部・中央材料室の清掃

①　高度清潔区域のため指定された服装を着用する。

② 専用の清掃用具と補充品を用意する。

③　手洗いを励行する。

④　手袋を着用する。ガウンテクニックの必要な所はそれに従う。

⑤　ハイダスター等で通気口、什器の上、壁面、天井等のほこりをと　　　　　る。

⑥　抗菌剤配合洗剤を用い、壁面、扉、ドアノブ、スイッチ、手摺り、　窓枠、什器類を清拭する。

⑦　抗菌剤配合洗剤を使用し、部屋の奥から入口に向かってモップがけをする。

⑧　作業で着用したものは、更衣室で着替えた後、適切に処分する。

⑨　血液体液により著しく汚染されている場合は、看護師による一次処　理の後、抗菌剤配合洗剤を使い、清拭する。

⑩　医療機器の取り扱いに十分注意する。

⑪　手術室内に持ち込んだ物品（清掃道具、洗剤）は、持ち出さない。

⑫　計画的に行い所属責任者の指示に従う。

⑬　中央材料室の壁面は、毎月１回不織布を使用し、殺菌消毒希釈液で清拭する。

　　　　ア　床

１）手術部全域の床を水曜日に殺菌消毒希釈液で清拭する。その他　の曜日は、日常清掃を行う。

イ　備品・什器

１）第1・3・5土曜日は、手術室壁面、機器、備品什器、手術台、無影灯を不織布を使用し、殺菌消毒希釈液で清拭する。

・ 手術室1,2,3,4の壁面

* ワゴンのコマ掃除
* 手術室1,2,3,4の手術台
* 手術室1,2,3,4のアクセサリー類一式
* 移動用ベッド（黒）、手術台移動用台車（2台）
* 丸椅子（黒・シルバー）の掃除（コマも含む）
* イメージ本体、Cアーム（2台分）

ウ　窓ガラス・部屋の小窓を拭く。

（14）ゴミ箱の清掃・ゴミの収集運搬・ゴミの分別・屋外廃棄物倉庫の清　　　　　　　掃

①　ゴミ箱の清掃

ア　室内、廊下、玄関ホール等に備え付けてあるゴミ箱が汚れてい　る場合は、プラスチック手袋を着用し雑巾拭きする。なお、汚れの著しい場合は、洗剤等にて拭きあげる。

イ　ゴミ箱のビニール袋を新しいものと交換する。

②　ゴミの収集運搬

ア　ゴミ類は別紙「廃棄物収集場所及び収集時間」とおり収集する。

イ　感染性廃棄物とそれ以外の廃棄物は、必ず別のゴミ集積用カー　トを使用する。（混載は禁止する。）

ウ　ゴミ集積用カートは、フタをしてゴミが見えないようにする。

エ　各部署の廃棄物収集場所より滞留させることなく、ゴミ集積用カートで屋外廃棄物倉庫へ運搬する。

オ　ゴミ集積用カートで病院内を運搬するときの経路及び屋外廃棄　物倉庫への運搬経路は、委託者と協議し、承認を得た経路とする。

カ　運搬経路は、原則として、あらかじめ定めたエレベーターを使　用する。（患者等優先）また、エレベーターの使用では、扉・自動扉・その他の扉に接触しないように注意する。

キ　感染性廃棄物の回収時はプラスチック手袋を装着し、厳重に注　意して取り扱いする。

ク　感染性廃棄物の梱包状況を確認する。また、内容物が飛散、流　出しえないか確認する。

ケ　感染性廃棄物は、防災センターで感染性廃棄物倉庫の鍵を受け　取り、感染性廃棄物の個数を表に記載後、感染性廃棄物倉庫に運ぶ。

コ　業務の終了時には、全て屋外廃棄物倉庫に運搬し、廃棄物収集場所にはゴミを残さない。

サ　ゴミ集積用カートは、週１回以上水洗いし清潔にする。

③　ゴミの分別

ア　一般ゴミの燃えるもの（透明袋）

イ　一般ゴミの燃えないもの（青袋：缶、瓶、プラスチック類）

ウ　感染性廃棄物（黒プラスチック容器、感染性廃棄物専用ダンボール）

エ　収集の際には、中味を確認して（感染性廃棄物は除く。）確実に　種類毎に分別する。

オ　分別不十分なものは、委託者へ報告する。

④　屋外廃棄物倉庫（一般・感染性・個人情報）の清掃

ア　一般廃棄物倉庫は、悪臭を放たないよう常に清掃し清潔な状態　を保ち、ハエ・ネズミ等が繁殖しないよう注意する。

イ　感染性廃棄物倉庫及び個人情報廃棄物倉庫は、委託者の指示に　より行う。

（1５）屋外のゴミ、吸い殻及び落ち葉等の回収

①　正面玄関前・救急出入口前 ２回／日

②　正面玄関前通路・駐輪場　　１回／日

③　屋上 　　１回／日

④　建物外周 　　　 １回／週

⑤　駐車場（中央、第１、第２）１回／週

⑥　本館１階中庭　 １回／週

（1６）ベランダ清掃（各階週１回）

①　本館、緩和病棟のベランダ及び緩和ケア病棟の庭園とする。

②　作業開始前には、各部屋の戸が閉まっていることを確認する。また、水を使用する際には、直下の通行人にかかることのないよう十分留意する。

③　ゴミ、ほこり等を取り除く。

④　デッキブラシを使い、鳩の糞を除去する。あわせて手摺り部分の鳩の糞等も除去する。取りきれなかった鳩の糞には水をかけ流し、デッキブラシを使い除去する。

⑤　手摺りは、固く絞った清潔なタオルで清拭する。

⑥ 高所作業を伴う場合、従事者には、必ずヘルメット等の安全措置を　講じること。

（1７）その他

①　退院及び転室時の清掃について

ア　病院からの指示を受けた時点で即時対応し清掃する。

イ　退院及び転室後の病室等のベッド、枕灯、床頭台、冷蔵庫、個室タンス、個室ソファ、個室トイレ及び洗面所の清掃を行い、加えて、私物等で清掃ができなかった場所、高所の照明灯部分のほこりの除去する。なお、汚染管理区域の場合は、殺菌消毒希釈液で床、壁面及び什器等を清拭するが、詳細については委託者の指示による。

②　ＭＲＩ検査室での磁性体吸着事故の防止について

ア　ＭＲＩ機器を設置している部屋の清掃については、部屋の管理　責任者の確認を受け、鉄などの磁性体を含まない清掃用具を使用する

イ　交代、臨時清掃など、普段その箇所の清掃を行わない者が入る　場合は、必ず引継ぎを行う。

Ⅳ　定期清掃

１．清掃方法等

（１）網戸清掃（年1回、7月頃）

①　掃除機で外から吸引清掃する。

② 汚れが目立つ網戸は取り外し、病院が指示する場所まで運搬し中性洗剤で洗った後水洗いし、乾燥させ、元の場所へ取付ける。

③ クモの巣等がない状態を保つこと。

④ 梯子、脚立を使用して作業する場合は、必ずヘルメット等の安全　　　　　措置を講じること。

（２）床洗浄ワックス塗布（年１回、９月頃）

①　作業にあたっては、安全面を考慮し、複数名で作業を行う。

②　作業予定区域に作業員以外が立ち入らないように、三角コーン・　ロープ等 で区画を形成し、その周りに「作業中」等の表示を出すこと。ただし、清掃作業と人の往来を調整するため、作業予定区域の設定は、人の往来の絶えない所は、作業時間帯・迂回路の案内などを配慮し、委託者と事前に協議して行う。

③　作業のため物品を移動させる必要があるときは、作業前の物品の位置を写真等で記録してから移動させ、移動中の監視を行い、作業後は元の配置に戻すこと。

ア　床洗浄

１）移動可能な備品等を清掃個所から移し、塵、ほこりを取り除い　た後、フロアーマシンに清水若しくは洗剤希釈液を使用し洗浄する。ただし、マシンで汚れを完全に除去出来ない箇所は、手作業により行う。

２）汚水回収後、モップを使用して清水による清拭を行い、十分乾　燥させる。

イ　ワックス塗布

１）樹脂ワックスを床面に塗布して仕上げること。木床は、木床用ワックス（土足用）を使用する。

２）ワックス塗布後、使用状況等により汚れが著しくなった場合は、委託者の指示により、その部分を更に１回程度塗布する。

３）使用済みの廃液は持ち帰ること。

（３）カーペットクリーニング（年1回、１０月頃）

①　汚れの著しい個所については、専用の洗剤希釈液を噴霧する。

②　床材の施工状況により、フロアーマシンを使用して洗浄又はドライクリーニングを行う。洗浄の作業については、リンサーを使用し、汚水の吸塵を行う。

（４） 照明器具の清掃（年1回、１１月頃）

①　シェード、カバー及び管球を全て取り外し、清拭を行う。

②　汚れのひどい場合は、専用の洗剤を使用する。

③　梯子、脚立を使用して作業する場合は、必ずヘルメット等の安全措置を講じること。

（５） 窓ガラス清掃（年２回、７月・12月頃）

①　ガラス面に専用洗剤を塗布する。

②　ガラススクイジー等で汚水を取り除く。

③　ガラス欄間、サッシ、ガラスはめ込みドアは、希釈した中性洗剤を使いスポンジで洗浄した後、乾いたタオルで拭きあげる。

④　クモの巣等がない状態を保つこと。

⑤　梯子、脚立を使用して作業する場合は、必ずヘルメット等の安全措置を講じること。

（６） その他（留意事項）

定期清掃業務については、病院の関連部署との綿密な打合せが必要であり、通常年間計画と月間計画並びに週間計画に基づき各エリア毎の作業を実施することになるが、医療施設という特殊性から診察行為や患者様を最優先しなければならない為、計画的な作業が困難となる場合が多い。ついては、委託者からの急な変更依頼や予測できない突発的な入退院や転室に合わせての即時対応の作業が必要であることを事前に承知しておくこと。

Ⅴ　緊急清掃

清掃対象場所において、患者様や来院者の排出物など突発的に清掃が生じたときは、委託者の要請に応じ即時に対応すること。また、感染管理認定看護師等の指示に従い迅速、的確に処理すること。